裁判官
治安判事、捜査判事、予備聴聞判事、通常裁判所、軍事裁判所、巡回裁判所、控訴裁判所、控訴巡回裁判所、控訴軍事裁判所及び破棄院
エストニア共和国　裁判官及び検察官
オーストリア共和国　裁判所及び検察官
オランダ王国　法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員
キプロス共和国　司法長官、国家警察長官、関税・間接税局長官、資金洗浄対策室（ＭＯＫＡＳ）室員並びにキプロス共和国において調査及び起訴を行う権限を有するその他の当局又は者
ギリシャ共和国　控訴院検察庁
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　裁判所及び検察官
スウェーデン王国　裁判所及び検察官
スペイン王国　刑事法廷の治安判事及び裁判官並びに検察官
スロバキア共和国　裁判官及び検察官
スロベニア共和国　地区裁判所裁判官、捜査判事、地方裁判所裁判官、高等裁判所裁判官、最高裁判所裁判官、憲法裁判所裁判官、地方検察官、高等検察官及び最高検察官
チェコ共和国　チェコ共和国の検察官及び裁判所
デンマーク王国　地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所及び公訴関係機関（法務省、検察庁長官、検察官及び警察本部長を含む。）
ドイツ連邦共和国　連邦司法省、連邦通常裁判所（カールスルーエ）、連邦通常裁判所検事総長（カールスルーエ）、連邦司法庁、バーデン・ヴュルテンベルク州司法省（シュトゥットガルト）、バイエルン州司法・消費者保護省（ミュンヘン）、司法省（ベルリン）、ブランデンブルク州司法省（ポツダム）、自由ハンザ都市ブレーメン司法・憲法省（ブレーメン）、自由ハンザ都市ハンブルク司法省（ハンブルク）、ヘッセン州司法・統合・欧州担当省（ヴィースバーデン）、メクレンブルク・フォアポンメルン州司法省（シュヴェリン）、ニーダーザクセン州司法省（ハノーバー）、ノルトライン・ヴェストファーレン州司法省（デュッセルドルフ）、ラインラント・プファルツ州司法省（マインツ）、ザールラント州司法省（ザールブリュッケン）、ザクセン州司法省（ドレスデン）、ザクセン・アンハルト州司法省（マクデブルク）、シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州司法・平等・統合省（キール）、テューリンゲン州司法省（エアフルト）、上級地方裁判所、地方裁判所、区裁判所、上級地方裁判所検事長、地方裁判所検事正、国家社会主義犯罪捜査のための司法行政州中央事務局（ルートヴィヒスブルク）、連邦刑事庁及びドイツ税関捜査局中央事務局
ハンガリー共和国　検察庁及び裁判所
フィンランド共和国　法務省、第一審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所、検察官、警察当局、税関当局及び予備刑事捜査法の下で刑事手続における予備刑事捜査当局の資格を有する国境警備官
フランス共和国　刑事裁判所の院長、所長、裁判長及び裁判官、刑事裁判所の予審判事並びに刑事裁判所の検察官（破棄院検事総長、控訴院検事長、破棄院検察官、控訴院検察官、大審裁判所検事正、大審裁判所検察官、違警罪裁判所検察官職務代理者及び軍事裁判所検事正）
ブルガリア共和国
公判前の刑事事件　ブルガリア共和国最高破棄検察庁
公判段階の刑事事件　ブルガリア共和国裁判所
ベルギー王国　司法当局（法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員を意味するものと了解する。）
ポーランド共和国　検察官及び裁判所
ポルトガル共和国　検察庁（捜査段階）、捜査判事及び公判裁判官
マルタ共和国　治安判事裁判所、少年裁判所、刑事裁判所、刑事控訴裁判所、司法長官、司法副長官、司法長官庁法務官及び治安判事
ラトビア共和国　捜査官、検察官及び裁判官
リトアニア共和国　裁判官及び検察官
ルーマニア　裁判所及び裁判所検察部
ルクセンブルク大公国　司法当局（法の運用に責任を有する司法機関の職員、予審治安判事及び検察庁の職員を意味するものと了解する。）

附属書Ⅲ
第九条の規定に関し、日本国及び加盟国は、次の言語を受け入れる。
日本国　すべての場合において日本語及び緊急の場合において英語。ただし、日本国は、個別の緊急の場合において、この附属書の下で英語による翻訳文を要求する権利を留保する。
アイルランド　すべての場合においてアイルランド語及び英語
イタリア共和国　すべての場合においてイタリア語及び緊急の場合において英語
エストニア共和国　すべての場合においてエストニア語及び英語
オーストリア共和国　すべての場合においてドイツ語及び緊急の場合において英語
オランダ王国　すべての場合においてオランダ語及び緊急の場合において英語
キプロス共和国　すべての場合においてギリシャ語及び英語
ギリシャ共和国　すべての場合においてギリシャ語及び緊急の場合において英語
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国　すべての場合において英語
スウェーデン王国　すべての場合においてスウェーデン語、デンマーク語及びノルウェー語。ただし、請求を取り扱う当局が個々の事案において別の言語を認める場合を除く。
スペイン王国　すべての場合においてスペイン語
スロバキア共和国　すべての場合においてスロバキア語
スロベニア共和国　すべての場合においてスロベニア語及び英語
チェコ共和国　すべての場合においてチェコ語及び緊急の場合において英語
デンマーク王国　すべての場合においてデンマーク語及び緊急の場合において英語
ドイツ連邦共和国　すべての場合においてドイツ語及び緊急の場合において英語
ハンガリー共和国　すべての場合においてハンガリー語及び緊急の場合において英語
フィンランド共和国　すべての場合においてフィンランド語、スウェーデン語及び英語
フランス共和国　すべての場合においてフランス語
ブルガリア共和国　すべての場合においてブルガリア語及び緊急の場合において英語
ベルギー王国　すべての場合においてオランダ語、フランス語及びドイツ語並びに緊急の場合において英語
ポーランド共和国　すべての場合においてポーランド語
ポルトガル共和国　すべての場合においてポルトガル語並びに緊急の場合において英語及びフランス語
マルタ共和国　すべての場合においてマルタ語
ラトビア共和国　すべての場合においてラトビア語及び緊急の場合において英語
リトアニア共和国　すべての場合においてリトアニア語及び緊急の場合において英語
ルーマニア　すべての場合においてルーマニア語、英語及びフランス語。ルーマニアは、長い文書に関し、個別の場合において、ルーマニア語による翻訳文を要求する権利又は請求国による経費の負担において当該翻訳文を作成する権利を留保する。
ルクセンブルク大公国　すべての場合においてフランス語及びドイツ語並びに緊急の場合において英語

附属書Ⅳ
第十一条1(b)の規定に関し、同規定中の「一の加盟国」は、ポルトガル共和国である。
同条2の規定に関し、同規定中の「二の加盟国」は、オーストリア共和国及びハンガリー共和国である。

内閣総理大臣　菅　直人
法務大臣　仙谷　由人
外務大臣臨時代理
国務大臣　仙谷　由人